

文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）等の一部改正に伴い、文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年12月文京区条例第44号）について、以下のとおり規定を整備する。

(1) 第4条第2項（満3歳以上の学級編制基準の引下げ）

満3歳以上の学級編制基準を「35人」から「30人」に引き下げる。

(2) 第6条第4項（特定理学療法士等の配置に関する特例の新設）

認定こども園において、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り保育士とみなすことができることとし、特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

(3) 第10条の2（児童対象性暴力等の防止等のための措置に係る規定の新設）

認定こども園の設置者に対し、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付けることとする。

(4) 付則第2項（3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置の期間の見直し）

保育従事職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、保育従事職員の数を「おおむね20人につき1人以上」とすることを認める経過措置を設けていたところ、当該経過措置の期間を令和10年3月31日までとする。

(5) その他規定の整備

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条から第三条まで（略） （学級の編制の基準） 第四条 満三歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するものに共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時	第一条から第三条まで（略） （学級の編制の基準） 第四条 満三歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するものに共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時

間」という。)については、学級を編制するものとする。

2 一学級の子どもの数は、三十人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制することを原則とする。

第五条（略）

（保育従事職員の資格）

第六条 保育従事職員は、次に掲げる保育従事職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を備えていなければならない。

第一号から第三項まで（略）

4 第一項（第一号ただし書を除く。）及び前項本文の規定により置かなければならない登録を受けた者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第七条及び第八条（略）

（教育及び保育の内容）

第九条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第五条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成二十九年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七

間」という。)については、学級を編制するものとする。

2 一学級の子どもの数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制することを原則とする。

第五条（略）

（保育従事職員の資格）

第六条 保育従事職員は、次に掲げる保育従事職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を備えていなければならない。

第一号から第三項まで（略）

（新設）

第七条及び第八条（略）

（教育及び保育の内容）

第九条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第六条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成二十九年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七

号)に基づかなければならない。

第二項から第十条まで(略)

(児童対象性暴力等の防止)

第十条の二 認定こども園の設置者は、法第六条の規定により、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第十一条から第二十一条まで(略)

(経過措置)

2 保育従事職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、第五条第二項第三号中「十五人」とあるのは「二十人」と読み替えるものとする。

3 保育従事職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第五条第二項第四号中「二十五人」とあるのは「三十人」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第一項の改正規定及び第十条の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

号)に基づかなければならない。

第二項から第十条まで(略)

(新設)

第十一条から第二十一条まで(略)

(経過措置)

2 保育従事職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第五条第二項第三号中「十五人」とあるのは「二十人」と、同項第四号中「二十五人」とあるのは「三十人」と読み替えるものとする。

(新設)